

(別添)

中国向け輸出水産食品の取扱要領(平成25年10月17日付け食安発1017第1号別紙)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
(作成日)平成25年10月17日 (最終改正日)平成29年7月27日	(作成日)平成25年10月17日 (最終改正日)平成29年3月17日
1 (略)	1 (略)
2. 用語の定義 (1)・(2) (略) (3) 保管施設 (CS: Cold Storage facility): 中国に <u>登録された日本国内の加工施設で加工された中国向け輸出水産食品又は中国に登録された海外の加工施設若しくは船舶で加工され輸入された中国向け輸出水産食品</u> (以下「輸入品」という。)の保管のみを行う施設をいう。 (4) ~ (8) (略) (9) 監視安全課: 厚生労働省医薬・生活衛生局 <u>食品監視安全課</u> をいう。 (10) ~ (13) (略)	2. 用語の定義 (1)・(2) (略) (3) 保管施設 (CS: Cold Storage facility): 中国に登録された <u>海外の施設又は船舶で加工され輸入された水産食品</u> (以下「輸入品」という。)の保管のみを行う施設をいう。 (4) ~ (8) (略) (9) 監視安全課: 厚生労働省医薬・生活衛生局 <u>生活衛生・食品安全全部監視安全課</u> をいう。 (10) ~ (13) (略)
3. 中国向け輸出水産食品を取り扱う施設の要件 別添1の中国政府が定める衛生要件 (以下「衛生要件」という。)に適合していること。なお、最終加工施設においては使用する原材料等も含めた衛生要件の適合性、最終保管施設においては登録施設において適正に加工等が行われた <u>中国向け輸出水産食品</u> であることをそれぞれ確認する必要があること。	3. 中国向け輸出水産食品を取り扱う施設の要件 別添1の中国政府が定める衛生要件 (以下「衛生要件」という。)に適合していること。なお、最終加工施設においては使用する原材料等も含めた衛生要件の適合性、最終保管施設においては登録施設において適正に加工等が行われた <u>水産食品</u> であることをそれぞれ確認する必要があること。
4. 施設の登録等に係る手続 (1) 登録申請 中国向け輸出水産食品を最終加工又は最終保管する施設の登録を希望する者 (本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人) は、4. (2) の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により監視安全課長宛てに登録の申請をすること。 【申請先】 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2	4. 施設の登録等に係る手続 (1) 登録申請 中国向け輸出水産食品を最終加工又は最終保管する施設の登録を希望する者 (本要領の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人) は、4. (2) の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により監視安全課長宛てに登録の申請をすること。 【申請先】 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

(2) ~ (5) (略)

(6) 登録施設の監視

衛生証明書発行機関は、衛生証明書発行実績等を考慮し、必要に応じて管内の登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び4.(2)に規定する要件を満たしていること等について、別添2の中国向け輸出水産食品取扱施設点検表の内容に即して監視を実施し、監視結果を当該施設に通知すること。監視の結果、点検項目に適合しない項目があった場合には、改善指導を実施し、衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとること。

また、衛生証明書を発行しない都道府県等衛生部局は、管内の施設が登録施設である場合には、監視指導の際に、必要に応じ、4.(2)に規定する要件を満たしていること等の確認を行い、本要領の運用に関する情報を得た場合にあっては、当該施設を所管する地方厚生局宛て連絡すること。

地方厚生局が監視を実施する場合には、必要に応じ、都道府県等衛生部局の協力を得ることとし、都道府県等衛生部局から得た情報において、登録施設が衛生要件を遵守していることが確認できた場合には、監視を省略することができること。

中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、登録施設等の査察に関する要請があった場合等、監視安全課は必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。施設登録者は登録施設内における生産、加工、保管等について、輸出者は、中国向け輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

(7) 登録施設の登録の取消し

監視安全課は、以下のいずれかに該当することが判明した場合、登録施設の登録を取り消すことができる。

ア. ~ウ. (略)

(2) ~ (5) (略)

(6) 登録施設の衛生管理等の確認

衛生証明書発行機関は、衛生証明書発行実績等を考慮し、必要に応じて管内の登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び4.(2)に規定する要件を満たしていること等について、別添2の中国向け輸出水産食品取扱施設点検表の内容に即して監視を実施し、監視結果を当該施設に通知すること。監視の結果、点検項目に適合しない項目があった場合には、改善指導を実施し、衛生証明書の発行停止を行う等必要な措置をとること。

また、衛生証明書を発行しない都道府県等衛生部局は、管内の営業施設が登録施設である場合には、監視指導の際に、必要に応じ、4.(2)に規定する要件を満たしていること等の確認を行い、本要領の運用に関する情報を得た場合にあっては、当該施設を所管する地方厚生局宛て連絡すること。

地方厚生局が監視を実施する場合には、必要に応じ、都道府県等衛生部局の協力を得ることとし、都道府県等衛生部局から得た情報において、登録施設が衛生要件を遵守していることが確認できた場合には、監視を省略することができること。

中国政府から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、登録施設等の査察に関する要請があった場合等、監視安全課は必要に応じ、登録施設を所管する地方厚生局及び都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。施設登録者は登録施設内における生産、加工、保管等について、輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等衛生部局の調査等に対して協力すること。

(7) 登録施設の登録の取消し

監視安全課は、以下のいずれかに該当することが判明した場合、登録施設の登録を取り消すことができる。

ア. ~ウ. (略)

なお、監視安全課は、登録施設の取消しを行う場合、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除し、中国政府に報告するとともに、施設を所管する都道府県等衛生部局及び地方厚生局に通知する。

5. (略)

6. 衛生証明書発行機関の登録手続

- (1) 都道府県等衛生部局が衛生証明書を発行するに当たっては、衛生証明書の発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章を別紙様式4により、監視安全課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各発行機関につき1つとする。
- (2) 都道府県等衛生部局は登録事項に変更が生じた場合は、変更の都度速やかに、別紙様式5により、監視安全課長宛てに登録事項の変更を申請すること。
- (3) (略)

7. 衛生証明書の所定用紙の配布手続

衛生証明書の用紙については、監視安全課が配布する所定の用紙を用いることとする。

(1) 衛生証明書発行機関への用紙の配布

衛生証明書発行機関は、各年に必要と思われる枚数を別紙様式6により監視安全課輸出水産食品担当宛て、前年の11月末日までに依頼すること。また、用紙が不足した場合についても、同様に依頼すること。

(2) 輸出者への用紙の配布

輸出者は、必要な枚数の配布を別紙様式7により衛生証明書発行機関宛て依頼すること。なお、依頼する枚数は過去の輸出実績を勘案し、実際に必要な枚数を依頼することとし、過度に余分な依頼は行わないこと。

また、郵送を希望する場合は、返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封した上で、衛生証明書発行機関へ依頼を行うこと。

なお、電子メールにより衛生証明書の発行申請を行う輸出者は、用紙の配布を依頼する必要はないこと。

8. 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

なお、監視安全課は、登録施設の取消しを行う場合、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除し、中国政府に報告する。

5. (略)

6. 衛生証明書発行機関の登録手続

- (1) 都道府県等衛生部局が衛生証明書を発行するに当たっては、衛生証明書の発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章を別紙様式4により、監視安全課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各発行機関につき1つとする。
- (2) 都道府県等衛生部局は登録事項に変更が生じた場合は、変更の都度速やかに、別紙様式5により、監視安全課長宛てに登録事項の変更を申請すること。
- (3) (略)

7. 衛生証明書の所定用紙の配布手続

衛生証明書の用紙については、監視安全課が配布する所定の用紙を用いることとする。

(1) 衛生証明書発行機関への用紙の配布

衛生証明書発行機関は、各年に必要と思われる枚数を別紙様式6により監視安全課輸出水産食品担当宛て、前年の11月末日までに依頼すること。また、用紙が不足した場合についても、同様に依頼すること。

(2) 輸出者への用紙の配布

輸出者は、必要な枚数の配布を別紙様式7により衛生証明書発行機関宛て依頼すること。なお、依頼する枚数は過去の輸出実績を勘案し、実際に必要な枚数を依頼することとし、過度に余分な依頼は行わないこと。

また、郵送を希望する場合は、返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封した上で、衛生証明書発行機関へ依頼を行うこと。

なお、電子メールにより衛生証明書の発行申請を行う輸出者は、用紙の配布を依頼する必要はないこと。

8. 衛生証明書の発行手続

(1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添6の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を取扱う登録施設を所管する衛生証明書発行機関宛てに、別紙様式8-1、別紙様式9-1（Country of Production及びI. について記入したもの）及び別紙様式9-2（複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。）を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添3に示す事項に留意すること。

なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に衛生証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

ア. ～エ. (略)

上記ア～ウについては、別紙様式8-1（1. 製品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時まで判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに、衛生証明書発行機関宛てに別紙様式8-2により届け出ること。

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、速やかに以下の要件の全てに適合しているかを審査すること。

ア. ～オ. (略)

(3) (略)

(4) 衛生証明書発行の停止

衛生証明書発行機関及び監視安全課は、以下のいずれかに該当する場合には、衛生証明書の発行を停止することができる。

ア. ～エ. (略)

なお、衛生証明書発行機関は、衛生証明書の発行を停止した

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出しようとする都度、別添6の官能検査基準に適合することを確認した上で、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、当該食品を取扱う登録施設を所管する衛生証明書発行機関宛てに、別紙様式8-1、別紙様式9-1（Country of Production及びI. について記入したもの）及び別紙様式9-2（複数の貨物を一括して輸出する場合に限る。）を提出し、衛生証明書の発行を申請すること。下線部の記載に当たっては、別添3に示す事項に留意すること。

なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に衛生証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に衛生証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

ア. ～エ. (略)

上記ア～ウについては、別紙様式8-1（1. 製品の詳細）の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。

また、コンテナ番号及び封印番号については、申請時まで判明しない場合は空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに、衛生証明書発行機関宛てに別紙様式8-2により届け出ること。

(2) 衛生証明書の発行要件の審査

衛生証明書発行機関は、申請を受理した後、速やかに以下の要件のすべてに適合しているかを審査すること。

ア. ～オ. (略)

(3) (略)

(4) 衛生証明書発行の停止

衛生証明書発行機関及び監視安全課は、以下のいずれかに該当する場合には、衛生証明書の発行を停止することができる。

ア. ～エ. (略)

なお、衛生証明書発行機関は、衛生証明書の発行を停止した

<p>場合は、監視安全課宛て連絡すること。また、監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合又は衛生証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、全ての衛生証明書発行機関宛て周知するとともに、厚生労働省のホームページ上でその旨を公表することができる。</p> <p>(5) 衛生証明書発行実績の報告 衛生証明書発行機関は、前年度の衛生証明書発行件数等について、監視安全課が別途定める様式により、新年度の4月末日までに監視安全課宛て報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。</p> <p>9. (略)</p>	<p>場合は、監視安全課あて連絡すること。また、監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合又は衛生証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、全ての衛生証明書発行機関あて周知するとともに、厚生労働省のホームページ上でその旨を公表することができる。</p> <p>(5) 衛生証明書発行実績の報告 衛生証明書発行機関は、前年度の衛生証明書発行件数等について、監視安全課が別途定める様式により、新年度の4月末日までに監視安全課あて報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。</p> <p>9. (略)</p>
<p>(別添1) ~ (別添7) (略)</p>	<p>(別添1) ~ (別添7) (略)</p>
<p>(別紙様式1)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局 食品監視安全課長 殿</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式1)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部監視安全課長 殿</p> <p>(略)</p>
<p>(別紙様式2)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局 食品監視安全課長 殿</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式2)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部監視安全課長 殿</p> <p>(略)</p>
<p>(別紙様式3)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局 食品監視安全課長 殿</p>	<p>(別紙様式3)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部監視安全課長 殿</p>

(略)	(略)
(別紙様式4) 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局 <u>食品監視安全課長</u> 殿 (略)	(別紙様式4) 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局 <u>生活衛生・食品安全部監視安全課長</u> 殿 (略)
(別紙様式5) 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局 <u>食品監視安全課長</u> 殿 (略)	(別紙様式5) 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局 <u>生活衛生・食品安全部監視安全課長</u> 殿 (略)
(別紙様式6) 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局 <u>食品監視安全課長</u> 殿 (略)	(別紙様式6) 年 月 日 厚生労働省医薬・生活衛生局 <u>生活衛生・食品安全部監視安全課長</u> 殿 (略)
(別紙様式7)～(別紙様式12) (略)	(別紙様式7)～(別紙様式12) (略)